

## 泉佐野丘陵緑地運営会議設置要綱（改正案）

## （設置）

第1条 「泉佐野丘陵緑地運営会議」（以下「会議」という。）を設置する。

## （目的）

第2条 会議は、平成19年度泉佐野丘陵部緑地運営会議準備会の内容をふまえ、公園の整備及び運営（ボランティア養成、ソーシャルネットワークの構築、運営の評価手法など）について意見を交換し、検討することを目的とする。

## （会議の構成）

第3条 会議は、以下のメンバーにより構成する。

- 委員：運営会議を組織する「専門家」及び「泉佐野丘陵緑地パーククラブ代表」
- アドバイザー：必要に応じて運営会議で意見を求める「専門家」
- オブザーバー：大輪会

## （委員長）

第4条 会議には、委員長および副委員長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会議を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐する。

## （会議）

第5条 会議は、委員長がその議長となる。

- 2 会議において決すべき議事があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 3 会議は、「会議の公開に関する指針」（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開する。ただし、指針に規定する非公開にできる理由があると委員長が認めるときはこの限りでない。

## （事務局）

第6条 本会議の事務局は、大阪府岸和田土木事務所に置くものとする。

- 2 事務局は、本会の開催に関する連絡及び庶務を行う。

## （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員の承認を得て定める。

## 附 則

## （施行期日）

- この要綱は、平成20年8月29日から施行する。
- この要綱は、平成22年12月16日から施行する。
- この要綱は、平成23年6月3日から施行する。